

## 豊中市空き家対策連絡会議 設置要綱

### (設 置)

第1条 豊中市総合的な空き家対策方針に基づく具体的な取組みを官民協働で推進していくため、行政と住宅・不動産に関する公益的な活動を行う団体等の情報共有及び意見交換の場として豊中市空き家対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 連絡会議は、別表に掲げる団体及び行政機関（以下構成団体）で構成する。

- 2 委員は、構成団体が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、豊中市都市計画推進部住宅課長の職にある者をもって充てる。
- 4 会長に事故があるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

### (所掌事務)

第3条 連絡会議の所掌事務は次の通りとする。

- (1) 空き家・住宅等に関する構成団体の活動等についての情報共有・意見交換
- (2) 空き家・住宅施策等に関連する情報共有・意見交換
- (3) その他必要な事項についての協議

### (運 営)

第4条 連絡会議は会長が招集する。

- 2 連絡会議の議長は、会長が務める。
- 3 委員は、連絡会議に自らが所属している団体等の構成員のうちから代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成団体を新たに加えたり、委員以外の者に出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、豊中市都市計画推進部住宅課内に置く。

### (補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年 7月 1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年11月20日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年 5月15日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年11月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5年 2月 22日から実施する。

(別表)

(50音順)

団体名
(一財)豊中市住宅協会
大阪司法書士会
大阪府宅地建物取引業協会北摂支部
(一社)大阪府マンション管理士会豊中支部
(公社)大阪府不動産鑑定士協会
(公社)全日本不動産協会大阪府本部北大阪支部
(特活)空家・空地管理センター
(特活)空き家サポートセンター
(一社)シニアライフ協会
(特活)住宅長期保証支援センター
(特活)ユニバーサルデザイン推進協会
豊中市